

令和 6 年 古殿町農業委員会 4 月定例委員会

1 開催日時 令和 6 年 4 月 19 日 (月) 午後 3 時

2 開催場所 古殿町役場 大会議室

3 出席委員 (8 人) (9 人)

会長 農業委員 8 番 水野和徳

委員 農業委員 1 番 中瀬信治

農業委員 2 番 石井利行

農業委員 3 番 遠藤光一

農業委員 4 番 我妻弘道

農業委員 5 番 荒川一寿

農業委員 6 番 水野幸栄

農業委員 7 番 根本明

推進委員 1 番 我妻由美子

推進委員 2 番 大楽良文

推進委員 3 番 吉田真健

推進委員 4 番 矢吹三智也

推進委員 5 番 遠藤一

推進委員 7 番 水野光樹

推進委員 8 番 小平美香

推進委員 9 番 瀬谷國彦

推進委員 10 番 岡部雄一

4 欠席委員 (1 人)

5 議事日程

第 1 議事録署名委員及び会議書記の指名

第 2 議案第 8 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

第 3 議案第 9 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について

第 4 議案第 10 号 旧農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画の決定について

第 5 議案第 11 号 古殿農業振興地域整備計画の変更案に対する意見決定について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 佐川 文夫

主査 長田 賢一

会議の概要

○ 事務局長

開会前のあいさつを行います。

全員ご起立願います。お互いに「礼」

続いて、古殿町農業委員会憲章の斉唱を行います。

事務局に続いて、1 番目から 3 番目をお願いします。

【農業委員会憲章斉唱】

御着席ください。

ただいまから 4 月定例委員会を開会いたします。

会長よりあいさつをいただきます。

『 会長あいさつ 』

出席委員は８名中　　８　名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

本日、推進委員 6 番 水野辰芳委員

より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。

日程第 1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

議事録署名委員については会議規則第14条第3項の規定により、議長指名といたします。

農業委員 1 番 中瀬信治委員、及び

農業委員 4 番 我妻弘道委員

を指名します。なお、本日の会議書記には事務局職員の長田主査を指名します。

議事に入るにあたり、議案には個人情報が含まれますので、取り扱いには十分注意してください。

日程第 2 議案第 8 号

農地法第 3 条の規定による許可申請についての 1 ～ 3 番
を議題といたします。議案の朗読と説明をお願いします。

今月の農地法第3条の許可申請は、 3 件でございます。

【議案第 8 号 1~3 番 朗読後、説明】

受付番号 1番～3番 は農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

ただいまの事務局説明 1 番について、地元委員の方から、現地調査の結果、並びに補足説明をお願いします。

4月14日1時より、[]さん立会いの下、[]委員と共に現地調査をいたしました。[]さんが高齢ということで、息子の[]さんに生前贈与し、農業経営を移譲するということであります。参考までに、水田については、古殿分よりもいわき分のほうが多いということです。以上、慎重審議よろしくお願いします。

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、地区担当委員からの説明について、質疑はありませんか。

〈 質疑なし 〉

○議長(会長)

質疑を終わります。お諮りします。
本案については原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〈 異議なしの声あり 〉

○議長(会長)

異議なしと認めます。議案第 8 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての1番は原案のとおり可決されました。

○議長(会長)

続いて事務局説明2番について、地元委員の方から、現地調査の結果、並びに補足説明をお願いします。 [REDACTED]

○ 番委員

今日の午後1時に [REDACTED] と共に、譲受人と譲渡人の現地立会いのもと確認をしてまいりました。譲受人は牛を飼育しており、牛舎に隣接した当該地を借り、ハウスと作業所をたてました。今回時間が経ちましたが所有権の移転の申請をお願いしたいということでした。交換ということでお互い承諾していますので問題ないと思われれます。以上です。

○議長(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、地区担当委員からの説明について、質疑はありますか。

〈 質疑なし 〉

○議長(会長)

質疑を終わります。お諮りします。
本案については原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〈 異議なしの声あり 〉

○議長(会長)

異議なしと認めます。議案第 8 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての2番は原案のとおり可決されました。

○議長(会長)

続いて事務局説明3番についての補足説明は2番にて説明がありましたので省略します。

○議長(会長)

これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、地区担当委員からの説明について、質疑はありますか。

〈 質疑なし 〉

○議長(会長)

質疑を終わります。お諮りします。
本案については原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〈 異議なしの声あり 〉

- 議長(会長) 異議なしと認めます。議案第 8 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての3番は原案のとおり可決されました。
- 議長(会長) 日程第 3 議案第 9 号
農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更についてを議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
- 事務局長 今月の事業計画変更申請は、 1 件でございます。
- 【議案第 9 号 1 番朗読後、説明】
- 議長(会長) ただいまの1番の事務局の説明に関連して、地元委員からご報告をお願いします。
[REDACTED]
- ◆ 番委員 今日午後、[REDACTED]委員と事務局の長田さんと3名で現地を確認してきました。事務局より説明があったとおり倉庫と資材置場の予定でしたが、倉庫が建てれないということで、今現在はすでに完成している資材置場、木材、駐車場に使われています。本来は倉庫を建てる予定でしたが説明のとおり変更が必要になったものです。よろしくお願いします。
- 議長(会長) 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。
- 事務局長 農用地区域内農地以外の農地であって、第1種農地と判断します。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。
- 議長(会長) ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、地区担当委員からの説明について、質疑はありませんか。
- 1番委員 がけ条例というのは、がけ側に建てると建物が災害で崩れるからとかの理由でしょうか
- 事務局長 そうです。災害等の際に危ないので、崖から何メートルは離さなければいけないなどがあります。今回は、その規則により、倉庫の位置がずれることで、全体の利用に差支えがあるということで、倉庫はなしの変更ということです。
- 1番委員 はい、わかりました
- 議長(会長) そのほか、質疑はありませんか。
- 議長(会長) 質疑を終わります。お諮りします。
本案については原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〈 異議なしの声あり 〉

○議長(会長)

異議なしと認めます。議案第 9 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更についての 1 番は、原案のとおり可決されました。

○議長(会長)

日程第 4 議案第 10 号

旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

委員は、本件該当者のため一時退席願います。

【退席後】

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長

今月の農用地利用集積計画については、9 件でございます

【議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の内容を説明】

以上の計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているため、問題ないと考えます。

○議長(会長)

本案について質疑を許します。質疑はありませんか。

〈 質疑なし 〉

○議長(会長)

質疑を終わります。お諮りします。

本案については原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〈 異議なしの声あり 〉

○議長(会長)

異議なしと認めます。議案第 10 号

旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画に対する決定については、原案のとおり可決されました。

【退席した委員が戻り次第】

○議長(会長)

日程第 5 議案第 11 号

古殿農業振興地域整備計画の変更案に対する意見決定についての1番～7番を議題といたします。事務局より議案の朗読をお願いします。

○ 事務局長 古殿町長より古殿農業振興地域整備計画の変更案に対する意見を求められています。

○ 事務局長 【議案第 11 号 朗読後、説明】

○ 議長（会長） 受付番号 1 番～7 番について、事務局からの説明を求めます。

○ 事務局 本案件の 1 番から 7 番については、携帯電話の無線基地局の農振除外となります。本件のような電気通信事業関係は、緊急時の連絡手段にも使われる等の理由により、事後での申請が認められております。事務局にて現地を確認し、先に県に提出されていた事業計画のとおり設置されており、問題ないと思われます。なお、転用については、許可不要案件となります。以上です。

○ 議長（会長） 本案について質疑を許します。質疑はありませんか。

〈 質疑なし 〉

○ 議長（会長） 質疑を終わります。お諮りします。
本案については原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

〈 異議なしの声あり 〉

○ 議長（会長） 異議なしと認めます。議案第 11 号
古殿農業振興地域整備計画の計画変更に対する意見決定についての
1～7 番 は原案のとおり答申することに決定いたしました。

○議長(会長) これで、本日の日程は全部終了いたしました。
4 月定例委員会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

会議規則第18条の規定により署名する。

会 長 水野和隆

会議録署名人 中瀬信治

会議録署名人 我妻弘道